

第6期 中野区障害者自立支援協議会議事要録

		記録（書記）		後藤
会議名	自立支援協議会（全体会）	回数		第10回
日時	2020年1月15日（水）	13時30分	～	15時35分
会場	中野区役所 7階 第10会議室			
検討内容				
◆会長あいさつ◆				
<p>昨年11月25日に厚生労働省より、平成30年度工賃（賃金）についての発表があった。就労継続支援A型事業の平均賃金は3.8%増（2,802円向上）して76,887円になった。就労継続支援B型事業の平均工賃は3.3%向上して、前年度より515円アップの16,118円となった。最低賃金の向上が影響してのことだと思うが、今後も上がってほしい。</p> <p>12月6日に、自民党の「難聴対策推進議員連盟」が、小児の言語発達や療育の専門知識を持つ「手話早期支援員（仮称）」の育成を検討することを盛り込んだ提言案を示した。当初は「聞こえる力をどうやって伸ばすか」に視点が置かれていたが、議論を重ねるうちに「聞こえない人」の言語獲得や療育、生活支援にまで領域が広がったとのこと。これらの動きは、手話が言語であるということに基づいた対応だと思う。</p>				
(1) 区からの報告事項				
① 健康福祉総合推進計画2018及び障害福祉計画、障害児福祉計画の進捗状況について				
<p>資料1-1「中野区健康福祉総合推進計画2018」進捗状況一覧（令和元年9月末時点）、資料1-2 第5期障害者福祉計画 成果目標の達成状況、資料1-3 第1期障害児福祉計画成果目標の達成状況、1-4 第5期障害福祉計画 サービス量の実績について、障害福祉課長、子ども特別支援課長より説明があった。</p>				
【 質問・意見等 】				
(質問)				
<p>資料1-1「中野区健康福祉総合推進計画2018」進捗状況一覧（令和元年9月末時点）の、4章課題5 施策3 ②地域社会の障害理解促進や啓発のところで、これまでの取り組み状況として、特別支援学級や特別支援学校の児童生徒と通常学級の児童生徒との交流を各学校で行っているところがあるが、区内全ての小・中学校で交流が行われているのかどうかお聞きしたい。</p> <p>副籍があっても、交流をしていないところもあるので、実際はどうか確認してほしい。そして、資料の記述の表現を誤解のないように変更して頂きたい。また、今後は交流できるようにしてほしい。</p>				
(回答)				
<p>特別支援学校小・中学部在籍の児童生徒が、居住地域の小・中学校に副次的な籍を持ち、直接交流や間接交流を通じて、居住地域との交流の維持・継続を図る制度（副籍）があるので、行事に参加したり、展覧会と一緒に作品を提出したり、様々な形での交流がある。その他にも、都立中野特別支援学校では近隣の学校と交流を行う事業を行っている。特別支援学級のある小・中学校に</p>				

については、行事以外にも日常的に交流はある。保護者の方のご意向、お子様の状況によって、交流の内容は異なるケースもあると思うが、体制としては全ての学校で交流するという前提で考えている。ご指摘いただいた内容については、今後、検討や働きかけを行っていきたい。

(質問)

資料1-2 ④地域生活拠点の整備について、詳しく教えて頂きたい。

(回答)

今年度より特定非営利活動法人リトルポケットに委託し、グループホーム icca を利用する形で、ippuku という名称で地域生活支援拠点を整備した。まだ始まったばかりで、周知が十分ではないところもあるが、関係機関と連携しながら拠点としての整備を進めていきたい。対象となるのは、精神保健福祉手帳を所持している方となる。

(質問)

資料1-1 4章 課題2 施策1 ③相談支援体制の拡充は進捗状況は計画通りに取り組めたとあり、計画相談の作成率は向上していると思うが、利用する方が事業所を選べる状況にはなっていない。そういったところの課題の課題への取り組みを、今後示して頂けるのか。

(回答)

作成率が9割を超えたというところで、計画通りに取り組めたという評価とさせて頂いた。居宅介護を利用されている方については、基本的に管轄のすこやか障害者相談支援事業所に計画を作成して頂いている仕組みで9割を超える実績を作ることができたと思っている。事業所を選べるという状況や、すこよかの整備等、さまざまな大きな課題があるということは、障害福祉課、地域包括ケア推進課、すこやかでも認識しているので、庁内でも検討を進め、利用者の方がよりサービスを利用しやすいような計画を立てる仕組みを作っていききたい。

(質問)

資料1-4 居宅介護のサービスは、サービス量の実績が目標よりも実績が若干下回っている。居宅の事業は赤字になってしまう事業ではあるが、地域生活では必要な事業だと思うので、皆様のご意見をお聞きしたい。

(回答)

自法人でも、居宅と計画の事業は赤字覚悟で運営しているが、それは居宅介護の事業なくして地域生活は難しいと考えているからである。国レベルの課題もあると思うが、区でも補助を出して頂けると有難いが、実情では難しいだろうと発言を控えているというのが現状である。計画相談、居宅、移動支援の事業は毎年赤字になっているが、利用者の皆様の生活を支えるために必要な事業だと理事会で説明している。これ以上、サービス量が増えるというのは難しいのではないか。

②（仮称）中野区手話言語条例及び（仮称）中野区障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例に盛り込むべき主な事項について

【資料2-1】（仮称）中野区手話言語条例案に盛り込むべき主な事項については、11月の全体会で説明があったため、今回は【資料2-2】（仮称）中野区手話言語条例の考え方に係る意見・質疑の概要、【資料2-3】（仮称）中野区障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例案に盛り込むべき主な事項について、障害福祉課長から説明があった。

【 質問・意見等 】

（質問）

現在パブリックコメントをまとめているということだが、どのような形で公表する予定なのか。

（意見）

パブリックコメントで頂いたご意見は、2月4日の厚生員会でご報告する予定である。その後、ホームページで公表させて頂く予定で、現在まとめを行っている最中である。

(2) 相談支援機関会議報告

◆第68回（11月27日実施）事例件数総数：32件

主な話題は、障害が重複している方の対応について、障害福祉サービス事業者に対する苦情の受付機関について。

◆第69回（12月25日実施）事例件数総数：32件

主な話題は、12月4日に発生した中野区のシステム障害の影響、障害児入所施設から障害者施設へ移行するケースについて、これから区内に新たに開設される特定指定相談支援事業所、新規で開設されたグループホーム、今後開設予定のグループホームについて。

（質問）

障害が重複している方の支援が、主な話題に上ったのは難しさがあるということなのか。

（回答）

相談支援機関で相談を受け付けた段階で、身体障害者手帳をお持ちの方であれば、区のケースワーカーが担当ということになる。しかし、ベースに精神障害をお持ちの方の場合は、精神障害の部分への支援も必要となるので、どのようにすこやか福祉センターの保健師と一緒に支援していくべきなのか。あるいは、状況の変化などへの対応も含めて、保健師が主で関わったほうがよいのか。その調整がされないままに、具体的な支援が始まってしまうケースが見受けられる。

（意見）

個別ケア会議一覧に、発達障害を持つ学齢期のお子さんのケースで、「支援者間で、ケースのとらえ方や立場が異なるため、支援の方向性が一致せず、連携が難しい。」「本人と継続的に関わる仕

組みづくりが困難。」と書いてあるものがある。業務を通じて感じることは、児童や精神障害の方は関わっている機関、支援者が多いので、支援の方向性が支援者間で異なっていたり、ご本人が関係機関によって違う話をしている場合もあり、支援の方向性を揃える難しさがある。児童の場合は、学校の教育を踏まえながら福祉サービスを組み立てる難しさがある。

(3) 相談支援部会報告

第17回相談支援部会（11月20日開催）と第18回相談支援部会（12月18日開催）では、グループ①では《 成人期の相談の課題について 》、グループ②《 介護保険への移行、連携 》について話し合いを行った。第6期で話し合いを重ねた内容を、来年2月までにまとめて、3月に確認する予定なので、それに向けて具体的な内容の確認を行っている。

（質問・意見等）

グループ①の話し合いのなかで、児童から成人期になると日中活動後の過ごし方（居場所）の課題が出てくること、その課題に対して他区で行っている事業の報告があったとのことなので、少し補足させていただく。

今現在放課後等デイサービスを利用している方のご家族は、卒業後のことをとても心配されていて、卒業後も放課後等デイサービスのように使えるサービスを強く希望されている。しかし、実際には仕事をするようになると、一生懸命使働いて疲れて帰ってくるので、学校に通っていた時の過ごし方と、社会に出てからの過ごし方は違うと思う。とはいえ、選択肢の一つとして、中野区にもそうした場所があってもいいのではないか。

荒川区では、日中一時支援（トワイライトサービス）を行っていて、夕方から夜にかけて主に知的障害のある方に活動の場所を提供するサービスがある。練馬区でも、日中活動のあと活動の場所を提供するサービスを行っている事業所が区内に4か所あるようだが、一カ所あたり利用できる人数は限られていると聞いている。

(4) 地域生活支援部会報告

第11回地域生活支援部会（11月14日開催）では、翠会ヘルスケアグループ 医療法人社団 翠会 陽和病院の見学を行った。第12回地域生活支援部会（12月12日開催）では、陽和病院の見学の振り返りと事例検討、大家さん向けセミナーチラシ（案）の検討などを行った。

（質問）

転院による入院期間のリセットというのは、どういうことなのか。転院するのは、どのような理由なのか。

（回答）

入院期間の数の問題で、継続して入院している期間と数えないで、転院するとゼロからスタートする形となる。急性期の患者をたくさん受け入れると、診療報酬上有利な面もあるかもしれない。

最も多い理由と推測されるのは、当初は陽性症状で近くの精神科病院に入院して、入院期間はだいたい3か月と決まっているので、それよりもさらに入院が必要な方はもう少し遠くの病院に転院されて、そうすると入院期間が長くなる場合があるのではないかと。

(5) 就労支援部会報告

第15回就労支援部会（11月19日開催）では、次年度に向けた取り組みについて、部会員で話し合いを行った。

(6) 障害者差別解消部会報告

第5回障害者差別解消部会では、「(仮称)中野区手話言語条例」、「(仮称)中野区障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例」について趣旨説明、これらの条例について区民の方や関係団体の方との意見交換会の報告、4部会合同セミナー、区の窓口における対応事例について事例紹介があった。

(意見)

○東京都は、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」を制定、平成30年10月1日に施行した。中野区でも、差別解消の条例を検討して頂ければと思う。

○障害者権利条約という国際条約は、国が報告書を出してから今年ブリーフィング（意見交換）があって、いろいろな報告があると思う。国際人権条約の位置づけは、憲法の下にあり、日本の国内法の上にある。権利条約に沿わない法律は、見直しが必要ということになる。これを理解した上で、今の国内法で障害のある方を差別したり、人権を侵害するような法律については、見直し等の取り組みが必要となる。

○障害者権利条約について強調しておきたいことは、第33条で国内実施及び国内モニタリングを定めているということ。完全実施のためにモニタリングを行い、報告をして、施策を行うことを示している。つまり、前提として障害者権利条約が守られる国はないであろうということがある。ところが日本政府は、権利条約を批准するために、国内法を整備してから批准すると言ってきた。しかし、障害者総合支援法の違憲訴訟での基本的合意のなかで、まだ取り組めていないことが指摘されている。したがって、日本政府が主張しているように、条約を批准するために、法整備は全て行ったというのは実際とは異なっている。

(7) 居宅系事業者連絡会報告

令和元年度居宅系事業者連絡会（研修会）〈12月18日開催〉では、昨年度に引き続き、中野区保健所長 向山 晴子氏を講師にお招きして、精神障害の方への支援について講演して頂き、グループディスカッションを行った。

(8) その他報告・提案事項

・施設系事業者連絡会

1月17日（金）交流研修の共有を行う予定。

・中野区障害者・高齢者成年後見制度研修会（障害福祉課・福祉推進課共催）

「知ってほしい成年後見制度」

日時：令和2年2月5日（水）午後3時～5時

会場：スマイル中野3階 A・B 会議室

講師：八杖 友一 弁護士

・中野区障害者・高齢者虐待防止講演会（福祉推進・障害福祉課共催）

「気づいてほしい 障害者・高齢者虐待 ～虐待事例を通して虐待防止を考える」

日時：令和2年3月5日（木）午後3時～5時

会場：中野区役所1階 特別集会室

講師：三森 敏明 弁護士

・中野区障害者自立支援協議会4部会合同セミナー

はじめの一步 地域でともに考える

「知っていますか？障害者権利条約のこと」

日時：令和2年1月30日（木）13時半～16時（開場13時）

・第一部 講演「知っていますか？障害者権利条約のこと」

・第二部 意見交換

会場：中野区産業振興センター 3階 大会議室

講師：桐原 尚之氏

備考

次回日程 令和2年3月18日（水）13：30～15：30
中野区役所 7階 第10会議室